

長野市農業委員会 第 35 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 27 日 (火)
開始時刻 午後 1 時 40 分 終了時刻 午後 2 時 43 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 善財 良治	2 番 池田 昌子	3 番 青木 保
4 番 曾根 信一	5 番 田中 章一	6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一	8 番 青木 明夫	9 番 小林 清男
10 番 村田千代春	11 番 佐藤 太吉	12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守	14 番 中島 清	15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟	17 番 中澤 澄夫	18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫	20 番 松田 光平	22 番 塚田 厚
23 番 和田 修	24 番 北原 幸平	25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
21 番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
係 長 倉島 友美 主 査 駒村貴久美
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 316 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 317 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 318 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 319 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について
議案第 320 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第 321 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 322 号 非農地決定について
報告第 134 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 135 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 136 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 323 号 第 19 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第 137 号 第 19 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について

曾根会長代理 先日、支援センターのほうから、農村RMOって聞いたことあるかと思いますが、その説明を聞きました。どういうものかという、農業だけではなくて地域の福祉、交通のアクセスとかそういったものを中山間地で相対的に進めていく事業です。6割補助があるということで、頭が1千万出るので、3年間。これもちよっと伸びるそうですが、そういった取組がされています。長野県下では、実際やっているところは小谷、秋山郷ということで事例があったのですが、戸隠でも蕎麦を中心とした農村RMOの計画書を出して実施していくという話も聞いておりますので、また戸隠の計画等も勉強しながら、私の大岡地区でも進めてみたいと計画しております。

さて、第35回の総会に出席いただき大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。通常でありましたら委員の皆さんに唱和していただくところですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので、委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただいまから第35回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は、在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は、議席番号21番 酒井昌之委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 改めまして、こんにちは。それぞれ年末お忙しい時期にも関わらず、本日の総会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

残すところあと4、5日となりました。それぞれ、最後のやり残しのお仕事や、年始に向けての準備をされているかと思います。農業委員会のほうもお陰さまで、大きな会議等は本日の総会が最後になります。

実は、今日の午前中に長野市議会の経済文教委員会の先生方と初めての委員懇談会を行いました。メンバーは私ども農業委員会のほうは役員全員出いただきまして、経済文教委員会のほうは、一部の先生方のご都合で参加できませんでしたが、ほぼ9割の先生方のご参加いただきまして。私どものほうから、この10月に荻原市長へ提出した意見書の内容、皆さん方もご記憶にあるかと思いますが、来年度からスタートします地域計画とか後継者の課題、荒廃地対策をどうするかとか、農業に対

する基本的なスタンスについて、こういったことをベースに私どものほうから、具体的な課題の説明と、それに対する行政側の回答についてご紹介を申し上げ、先生方のご意見を伺うという場にしました。この会議は、既にご承知の通り、今年の3月に農林業特別対策委員会が無くなったということで、私どもとしては議会とのつながりを持つという意味で、今回農業委員会、農業関係を包括している市議会の経済文教委員会と懇談ができました。私どもとしては正直細かい課題等々を含めてご説明申し上げましたけれども、なにせ委員会の性格上、経済をやったり、文教をやったりと非常に守備範囲が広いということもございまして、私自身が思うに若干まだ歯車が組合わないところがあるのかなと思いましたが、これはあくまでもまだスタートですので、来年になったらまた改めて2回、必要によっては3回、逐次やっていきながら、私ども同様、議会としても共通認識を持っていただきながら、少しでも私どもの課題が政策として実現できるようなことをお願いしつつ進んでいきたいと思っております。詳細については議事録等が出れば、紹介させていただきたいと思いますがよろしく願いいたします。

今日も「農地のつぶやき」をお配りしていますが、今月の17日に県選出の国会議員の先生方と北信地区の15市町村の農業委員会の会長との意見交換会がございました。これは毎年実施してはいますけど、まさに農業の現場の声を国会議員の先生方に直接ぶつけるという貴重な場でございます。今回は、ここにも書いておきましたけども4つの内容について、先生方のご意見を伺いました。一つは農業生産品の適切な価格転嫁ができる政策についてどう考えられるかということが一つです。2つ目は、私ども農業委員会の意見書の中にも入れましたけど、50歳以上の農業新規参入者への支援について、どう考えますか。3つ目は農地法の一部改正による下限面積要件が撤廃されますので、それについてどういうお考えなのか。それから4番目は、土地改良事業の採択にあたっての要件緩和について、これはある町村のほうから採択の要件が非常に厳しいので、もう少し緩和してもらえないかということでした。この4点に絞って若林健太議員さん、下条みつ先生、務台先生、篠原先生、杉尾先生の5名の先生方と約2時間のお話をさせていただきました。とりわけ1番目の農業生産品の生産コストアップ、これについてはご承知の通り、コロナ禍で非常に環境的に厳しくなった中、さらに追い打ちをかけるロシアの侵攻だとか、いわゆるインフレの問題等々ございまして農業経営における生産資材のコス

トアップが非常にあると。これを素直に農産物に価格転嫁したら実際に市場は認めてくれるのかというようなことも含めてご意見を伺ったんですけれども、先生方いわく、一同に国の制度で一定の価格保証はすべきだろうと。すべきだろうけれども、その方法についてはそれぞれの先生方のご意見、微妙に違ってましたんで、この辺については継続して制度の設計も含め私ども農業委員会としては要望を出していこうというような話になっています。そういう会議がございました。

それから第 19 期の農業委員が決定しました。多分この後、局長さんのほうからお話があると思いますけど、12 月の定例市議会で議会の同意をいただきましたので、正式にそれぞれ個人に内定通知を発送したという状況になっております。そんなこともございまして、農業委員それぞれ残られる方、勇退される方おられますけど、できれば任期満了までに、それぞれの地域の課題やどうしても引き継いでおかなければいけない課題があると思いますので、少し時間をかけながらきちんとした引き継ぎをしていただければありがたいのかなと思います。

それから裏面では、最近、農業新聞に出てくるのが地域計画の策定が非常に動き始めたということで。ここにきてようやく県のほうもこれに対する取組のマニュアルが農政局の方から出されています。これにつきましてはまた改めて年が明けたらご説明をする予定にしておりますけれども、各市町村それぞれの単位で動き始めておりますけれども、長野市の場合はここ 3 年ぐらい掛けて、私どもの任期中に人・農地プランの実質化ということで地域での組織づくり等々含めて進めてまいりました。これはこれで非常に大きな財産ですので、これをベースにしながら、さらに 5 年 10 年先の農地のあり方について、地域の農家の皆さん方、それから JA さん、土地改良含めてこれから話を進めていきたいと思っておりますので、引き続きまたご注目をいただければありがたいかなと思っております。

今日の議題でございすけれども農地法関連のみの議題となっております。後ほど詳細含めて提案がございすので、よろしくご審議のほどお願いいたします。雑駁ではございすけれども以上をもちまして開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長ありがとうございました。続きまして本藤事務局長より、ご挨拶お願いします。

本藤事務局長 事務局の本藤です。よろしくお願いいたします。令和 4 年 12 月市議会でございすが、12 月 19 日に最終日を迎えまして、先ほどからお話あります農業委員の任命について議会の同意

をいただきまして正式に決定したところでございます。私からは、ただいまお配りしました令和4年12月市議会の定例会について、補正予算の関係について農林部関係を説明させていただきたいと思います。2本ございまして、まず1つ目がきのこ培地の資材価格高騰対策支援事業ということで、3,500万円ということでございます。こちらは農業政策課が主管する事業でございまして、概要としましては、きのこ栽培の培地資材価格の高騰により生産者の経営が圧迫されていることから、県の「きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業」を活用しまして価格高騰額の一部を支援するというところでございます。対象となるのは原木栽培を除くきのこの菌床栽培を行う個人・法人でJA組合員以外の事業者ということになっております。なお、JA組合員の方についてはJAから同様の支援を受けるということでございまして、現在対象事業者6事業者いらっしゃるということでございまして、農業政策課のほうで個別に対応しているということでございます。

あともう一点ですが、電力関係ということで、かなり私どもの生活も苦しくなっておりますけども、こちらは農地整備課で管轄しているものでございまして、農業水利施設電力価格高騰対策支援事業ということで400万円が議決いただいたということでございます。こちらにつきましては改良区です。今、対象となる改良区は9団体ということでお話をお伺いしてますけれども、揚水ポンプや、電動水門を管理する土地改良区ということです。これは県と長野市が折半してトータル100という形でやらせていただくということになりまして、財源につきましては地方創生臨時交付金ということで、今コロナ対策の関係で自由に使えるお金ということで、改良区かなり電力部分で上がってるということで支援する事業でございます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号23番 和田修委員、議席番号24番 北原幸平委員の2名にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同

居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとなっております。本日の議案案件の中で、当事者または関係者となっている方がございましたら、申し出てください。ありますか？特によろしいですね。

【該当者なし】

議 長 それでは、ないと確認をいたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料及び皆さまに事前にお届けをいたしまして、ご持参いただいております資料等につきましては、別紙、総会資料一覧のとおりでございますので、ご確認をお願いできればと思います。

また、農地法議案の本冊に訂正が1件ございます。この関係につきましても別紙の訂正表をご覧くださいわけでございますけれど、それぞれ地区調査会におきまして訂正についての説明済みでございますので、この場での説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について、審議を行います。議案第316号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 それでは説明をさせていただきたいと思います。説明は、座ったままで失礼をいたします。

議案第316号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。第35回総会農地法等の議案、本冊の1ページをご覧くださいと思います。番号1番から、2ページの4番までの4件でございます。4件につきまして全てが所有権移転案件となっております。

申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

初めに北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1 番につきましては共有地の代表者の変更に伴うものでありまして、地域との調和要件等、支障を生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、2 番についてお願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。2 番の案件でございますけれども、調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、3 番及び4 番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。3 番ですが、●●さんの土地で 99 m²あるのですが、その下の●●さんという方は、その 99 m²に接している横の畑で作られているということと、この●●が●●さんが使いやすい農地から結構離れているということで、隣に接しているその畑を使ってもらおうということで所有権移転したということです。

4 番ですが、お母さんから子どもに所有権移転をしたという内容であります。調査会で検討した中では許可条件にも適合しているということで、特に問題ないということで判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がありませんので、採決に入ります。議案第 316 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 316 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 317 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 317 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。資料の 3 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。

農業後継者別棟住宅建築のための転用案件でございます。以上、説明申し上げます申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、

立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の2件の案件につきましては、すべて許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それではこの案件につきまして、地区調査会長から補足説明いただき検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。番号1番ですけれど、今事務局からありましたとおり、農業後継者の別棟住宅でございます。現地を見まして、周りが宅地と道路に囲まれているため、周辺農地の営農条件に支障がないと認められるため、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見が無いようでございますので採決に入ります。議案第317号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の挙手を確認いたしました。よって議案第317号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第318号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第318号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明を申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。番号1番から、8ページの8番までの8件ございます。

1番は社員寮及び駐車場を設置する転用案件です。2番、3番は資材置場及び駐車場を設置する転用案件です。4番は自己用住宅を建築する転用案件です。5番は太陽光発電施設を設置する転用案件です。この案件につきましては備考欄に機構意見と記載がありますとおり、転用面積が30アールを超えるものでありますため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会に審議いただいた結果を踏まえ、長野県で許可・不許可の判断を行うものになります。6番は仮設事務所、資材置場及び残土置場等を設置する一時転用案件で、許可の日から令和5年8月31日までとなっています。7番は住宅進入路を設置する転

用案件です。8番は事務所、作業場及び倉庫等を設置する転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題がないと判断いたしました。

なお、先月総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第5条の9件の案件のうち8件は許可済みとなっております。開発許可の関係があります1件につきましては許可証が届いてはいませんが特段指摘が無いことから近々許可の見込みでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から、1番についてお願いします。

岡村地区調査会長 それではただ今説明のありました1番について、説明させていただきます。1番につきましては、社員寮、駐車場を設置する転用案件でございます。この件につきまして調査会で検討しました結果、別段問題ないということで判断させていただきました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から2番及び3番をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の案件になりますが、2番、3番とも事務局からありましたように、いずれも資材置場兼駐車場用地の案件になります。まず2番ですけれども2番について周囲は既に産業廃棄物業者などの資材置場や駐車場になっておりまして、隣地に一戸だけ住宅がありますが、その住宅に対しては十分ご理解いただくようにということで確認をしております。従って、周辺農地の営農条件には全く支障がないということを確認しましたので許可相当と判断いたしました。

3番でありますけれども、これは既存施設の拡張です。ただ、水路に隣接しておりますので、そこに土砂が入らないような対策を確認しました。従って、周辺農地の営農に支障がないという判断しまして調査会では許可相当と決定しました。以上であります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、4番及び5番をお願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしくお願い申し上げます。4番は親子間での使用貸借権で自己用住宅の建築案件です。もちろん周りの農地には問題ないということです。5番は太陽光発電施設でちょっと大きいのですが、9月初旬に地元の区長さんや組

長さん、地主の皆さんに事前の説明と相談をしたり、資料を配ったりしてお話をして、最終 11 月 27 日に住民説明会も開いていただいて、そういった周りの皆さんへの色んな面でもご理解いただくような努力をされております。元々いわゆる開拓地というような場所です。民家も 1 軒くらいしかないという状況、それから周りに農地もほとんどないという状況なので大規模な開発になると思いますが、地区調査会で検討した結果いずれも可とすることにいたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から 6 番から 8 番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。6 番につきましては、国の補助金で雨水の排水をするための水路工事ということの一時転用であります。来年の 6 月くらいまでやるということで、右の許可の中では 5 年の 8 月 31 日となっているのですが、一応終わり次第農地に戻すという確約を得ております。次の 7 番でございます。7 番は義理のお父さんの子どもに所有権移転をするものでありまして、進入路の設置ということでもあります。今まで使っていたので顛末書と正式に申請するということで今回出されたということでもあります。8 番につきましては事務所とか作業場の関係であります。今までここは 1 種農地ということで、1 割しか土地が使えなかったということでもあります。それが 4 メートルの道路ができたり、下水道が完備されたり、病院ができたということで 3 種農地変わったということで、今まで使ってたんですが顛末書等を書いた上で正式に作業場、事務所ということで使っていきたいということの今回の申請であります。調査会で検討しましたが許可条件に適合してまして特に問題はないと判断させていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特別なですね。

【質疑なし】

議 長 それではご意見がないようでございますので、採決に進みます。議案第 318 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できましたので議案第 318 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして議案第 319 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明についてを議題といたします。事務局より、議案の説明

をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 319 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について説明を申し上げます。資料の 9 ページをご覧くださいと思います。

番号 1 番の 1 件でございます。税務署の公売、そして裁判所の競売で、売却により所有権が移転する場合であっても、農地として利用する場合は農地法第 3 条、また宅地として利用するものであれば農地法第 5 条の規定による許可が必要になってきます。その許可要件を満たしているかどうか、入札参加時に確認するため、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する、買受適格証明書が求められます。右側の備考欄をご覧くださいと思います。備考欄に、関東信越国税局の公売案件と記載がございます。農地の公売に参加するに当たり、農地法第 3 条で取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか決定をいただくものです。

また、表の欄外に注釈がありますとおり、事務処理の迅速化を図るため、申請人が買い受け申出人となり、農地法第 3 条の許可申請を提出した場合はその時点で許可して差し支えないことについても、併せてご審議をいただくものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは 1 番につきまして、北部地区調査会長から、検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。調査会では、この案件につきましては、農地法の許可を受ける者として適格と認められると判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので、採決に入ります。議案第 319 号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって、議案第 319 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 320 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 320 号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指

定について、ご説明申し上げます。資料 11 ページをご覧ください
きたいと思います。番号 1 番の 1 件でございますが、この件に
つきましては長野市空き家バンクに登録された空き家に付随
した特定農地の指定でございます。指定する農地は長野市青木
島町大塚字南●●の 1 筆でございます。地目は畑、面積は 217
㎡です。通常、青木島町大塚の下限面積は 20 アールでございま
すので 217 ㎡では所有権移転等はできませんが、空き家ととも
に取得する場合につきましては農家創設をすることなく、1 ア
ール以上 10 アール未満で取得することができます。また、この
農地は、長野市空き家取得者が取得する特定農地に係る別断面
積に関する要綱の基準を満たしておりますので、空き家に付随
した農地の指定についてご決定いただくものであります。説明
は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは地区調査会
長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い
いたします。中部地区調査会長からお願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村です。この 1 番の現地を確認しましたが、こ
の申請のありました畑、1 筆 217 ㎡ですが、これは宅地に隣接
しておりまして、たまたま行ったときにそこを取得するお父さ
んが野菜を作るために抜根しているということで、確実に農地
として活用するということがわかりましたので問題ないと判
断いたしました。以上であります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま
の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のあ
る方の挙手を求めます。よろしいですかね。特別ないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がございませんので採決に入ります。議案第
320 号は特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空
き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙
手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認いたしまし
た。よって議案第 320 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 321 号 相続税の納税猶予に関する適格
者証明についてを議題といたします。事務局より、議案の説明
をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 321 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につい
てご説明を申し上げます。資料 13 ページをご覧ください
と思います。

相続した農地が高い評価額によりまして相続税を課税され

ますと、農業を継続したくても、税金を払うために売却をせざるを得ないというような問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署へ申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。

今月は1件でございますが、適格者であるかご決定をいただくものでございます。相続人は長野市大字穂保●●の●●氏。特例適用農地等の面積につきましては6,155 m²で、その他の内容は記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。相続人につきましては、相続後も継続して耕作することを確認しております。適格者であるというふうに認められると判断をいたしました。北部調査会の結果です。よろしくお願いします。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、ご発言のある方の挙手をお願いします。いかがでしょうか。特別ないすよね。

【質疑なし】

議 長 　質問はありませんので、採決に入ります。議案第321号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員賛成を確認させていただきました。よって議案第321号は、原案のとおり決定いたしました。

　続きまして議案第322号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

熊 井 主 幹 　議案第322号 非農地決定につきましてご説明申し上げます。資料15ページをご覧くださいと思います。番号1番から、53ページの844番まででございます。53ページに面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは山林が380筆、面積が146,552.55 m²でございます。原野が464筆、面積は140,904.06 m²でございます。合計で844筆、287,456.61 m²でございます。多くは本年の11月に対象者、小田切地区、鬼無里地区に調査結果と非農通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請があったものでございます。以上で説明を終わります。

- す。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 322 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できました。よって議案第 322 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、報告第 134 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 135 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 136 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について事務局より説明をお願いします。
- 熊 井 主 幹 報告第 134 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告を申し上げます。55 ページをご覧いただきたいと思います。番号 55 番から 57 ページ 62 番までの 8 件でございます。4 条の転用届出でございます。市街化区域内農地で権利移動を伴わない転用届けとなります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はないことから事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第 135 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。59 ページをご覧いただきたいと思います。番号 135 番から 61 ページの 143 番までの 9 件でございます。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届けで農地の権利移動を伴う転用届けになります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はないことから、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第 136 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。63 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番から 3 番の 3 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますの

- でご報告申し上げます。以上、報告案件 3 件につきまして説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から報告第 134 号、第 135 号及び第 136 号について説明がありました。この内容で発言のある方は挙手をお願いいたします。特によろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、ご理解いただいたものと受け止め、報告事項とさせていただきます。以上でございます。
- ただ今、14 時 25 分を過ぎたところでございます。ご協力によりまして順調に審議をしておりますけれども休憩なしで、このまま継続して総会を進めていきますのでよろしくお願いいたします。
- それでは、ここからはその他農業委員会業務に関わる事項についてを審議いたします。最初に議案第 323 号 第 19 期農業委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。これは令和 5 年 3 月 2 日から任期の始まる第 19 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の農業委員会からの委嘱について議事するものでございます。議案の審議にあたり、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会で検討しました事項を報告します。なお、検討委員会の委員長は私であることから、議案第 323 号における審議については、議長を曾根会長代理に変更させていただきます。それでは、曾根会長代理に議長を交代いたします。よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案第 323 号に係る議事について、これより私が議長となって進行いたします。議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することはできないとの規定がございます。本日の議事案件につきましては、●●委員について、この条項の対象となりますので●●委員は一時退席をお願いいたします。
- 【●●委員退室】
- 議 長 長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員長から検討結果の報告をいただきます。委員長お願いします。
- 青 木 会 長 私から、第 19 期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして、ご報告させていただきます。
- 来たる令和 5 年 3 月 2 日から任期が始まります第 19 期長野市農地利用最適化推進委員の候補者につきまして、令和 4 年 11 月 30 日の長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会において検討した結果、適任者を資料ナンバー 1-3 のとおり

といたしますのでご報告申し上げます。

資料ナンバー1-3をご覧ください。まず、第2区域の6人は●●さん、長野市大字大豆島。●●さん、長野市上駒沢。●●さん、長野市大字田子。●●さん、長野市北郷。●●さん、長野市大字屋島。●●さん、長野市津野でございます。次に、豊野地区の2名は、●●さん、長野市豊野町。●●さん、長野市豊野町。続きまして、長野第1区域の6名は、●●さん、長野市小鍋。●●さん、長野市大字高田。●●さん、長野市安茂里。●●さん、長野市大字上ヶ屋。●●さん、長野市七二会。●●さん、長野市中条。続きまして、戸隠・鬼無里区域の4名です。●●さん、長野市戸隠。●●さん、同じく長野市戸隠。●●さん、長野市戸隠。●●さん、長野市鬼無里でございます。川中島区域の2名は、●●さん、長野市川中島。●●さん、長野市川中島。更北区域の2名は、●●さん、長野市稲里町。●●さん、長野市小島田町。続きまして、篠ノ井区域の6名は、●●さん、長野市篠ノ井。●●さん、長野市篠ノ井小松原。●●さん、長野市篠ノ井石川。●●さん、長野市篠ノ井塩崎。●●さん、長野市篠ノ井杵淵。●●さん、長野市篠ノ井山布施。続きまして、信更・大岡区域の4名は、●●さん、長野市大岡。●●さん、長野市信更町。●●さん、同じく信更町。●●さん、同じく信更町です。信州新町区域の2名は、●●さん、長野市信州新町。●●さん、長野市信州新町。松代区域の4名は、●●さん、長野市松代町。●●さん、松代町東条。●●さん、松代町東寺尾。●●さん、松代町西条。若穂区域の4名は、●●さん、長野市若穂川田。●●さん、長野市若穂保科。●●夫さん、長野市若穂綿内。●●さん、長野市若穂綿内。以上、42名の方々につきましては、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会設置要項第5条の規定により、総会の議決を求めるものであり、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議

長 ただいま、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会の青木委員長より検討結果の報告がありました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

【質疑なし】

議

長 ないようですので、これより採決を行います。議案第323号の第19期委員会体制における農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第 323 号は、
原案のとおり決定いたしました。

それでは、議事が終了しましたので●●委員に入室をしていただきます。また、私の議長の役はここで終了し、以降議事に関わる議長を青木会長に代わります。

【●●委員入室】

議 長 それでは次に、報告第 137 号 第 19 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について。令和 5 年 3 月 2 日から任期の始まる第 19 期農業委員会体制における農業委員の任命者の市議会同意が令和 4 年 12 月市議会で議決しました。ここで事務局より議会同意を得て、農業委員として任命する方についての報告をいただきます。事務局から本案件についての説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 報告第 137 号 第 19 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について、資料ナンバー 2 をご覧ください。12 月 19 日に開催されました 12 月市議会定例会議案の写しでございます。第 19 期農業委員会委員につきましては、応募があった 26 名を長野市農業委員会選考委員会において検討し、12 月市議会定例会におきまして、別紙の任命予定者 25 名を農業委員会委員として任命することに同意を得たものです。また、議会の同意を得られた旨を、応募者及び推薦者に通知をしてございます。なお、農業委員の氏名のホームページへの掲載につきましては令和 5 年 3 月 2 日開催予定の農業委員会総会において行う任命式終了後に行う予定です。また、先ほどの推進委員につきましてもホームページへの掲載は同時期を予定しております。事務局からは以上となります。

議 長 ただいま、報告第 137 号の第 19 期委員会体制における農業委員任命者の議会同意について、事務局より説明をいただきました。報告案件ですのでご了解をいただきますようお願いいたします。なお、令和 5 年 3 月 2 日から第 19 期委員会体制が始まりますのでご承知おきください。

以上で本日予定をしておりました議事についてはすべて終了いたしました。その他、全体を通して議事に関するご意見等がございましたか。特によろしいですかね。

大変短時間になおかつ効率よく慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。以上で本日の議事すべてが終了いたしました。私は議長を退任させていただきます。曾根代理さんのほうに進行をお願いいたします。ありがとうございました。

曾 根 会 長 代 理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の

議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。事務局からお願いいたします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思います。今後の日程につきまして、1番にありますとおり、第36回の総会につきましては、来年の1月31日の火曜日、1時半から3時30分の予定で、今回と同じ講堂の会場を予定しておりますので、皆様よろしくをお願いいたします。その他の会議等の日程につきましては、裏面をご覧いただきたいかと思います。前回と変わらない状況となっておりますが、ご確認のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございました。本日の議事全体を通して委員の皆様からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。以上で、第35回の総会を終了いたします。皆さま、大変お疲れさまでした。